

平成 21 年 1 月 26 日

各 位

会 社 名 シグマ・ゲイン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 中村 沢司  
(コード 8192 大証第二部)  
問合せ先 経営企画室長 小林 弘和  
(TEL. 03-5521-2660)

## 定款変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成21年2月25日開催予定の第62期定時株主総会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 定款変更の理由

- ①平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されること（いわゆる「株券電子化」）に伴い、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであります。また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則第 1 条、第 2 条を設けるものであります。
- ②監査役が期待された役割を十分発揮できるように、会社法第 426 条及び第 427 条の定める監査役の責任免除制度に基づき、定款に第 24 条（監査役の責任免除）を設けるものであります。

### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第一章 総則 第 1 条～第 5 条 (条文省略)	第一章 総則 第 1 条～第 5 条< 現行どおり >
第二章 株式 第 6 条 (条文省略)	第二章 株式 第 6 条< 現行どおり >

<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、その株式に係る株券を発行する。</p> <p>(单元株式数及び单元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の单元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2. 当社は、单元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)記載事項の変更、单元未満株式の買取及び買取請求の取扱い、その他株式に関する手続及び手数料は、取締役会が定める株式取扱規程による。</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年11月30日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第12条～第16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第四章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条～第20条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第五章 監査役及び監査役会</p> <p>第21条～第24条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第7条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会が定める株式取扱規程による。</p> <p>第9条&lt; 現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年11月30日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第11条～第15条&lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第四章 取締役及び取締役会</p> <p>第16条～第19条 &lt; 現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第五章 監査役及び監査役会</p> <p>第20条～第23条&lt;現行どおり&gt;</p>
--	---

(新設)	<u>(監査役の責任免除)</u>
(新設)	<u>第24条 当社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
第六章 会計監査人	2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第25条～第27条 (条文省略)	第六章 会計監査人 第25条～第27条 < 現行どおり >
第七章 計算	第七章 計算
第28条～第33条 (条文省略)	第28条～第33条 < 現行どおり >
(新設)	<u>附則</u>
(新設)	<u>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u>
(新設)	<u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同年1月6日の経過をもって前条および本条を削除するものとする。</u>

以 上